

PRTRから見る



岐阜県における化学物質の 排出量の状況について

岐阜県環境生活部環境管理課

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化学物質排出把握管理促進法)

○法律制定の背景

- ・ 様々な化学物質の使用 ⇒ 環境汚染の懸念
- ・ 環境規制法による規制 ⇒ 限定的
- ・ 有害性はわかるが、環境へ排出された場合のリスクが不明な数多くの化学物質の存在



平成11年7月 化学物質排出把握管理促進法制定
PRTR制度、SDS制度の導入

○法律の目的

- ・ 事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進
- ・ 環境保全上の支障を未然に防止

PRTR制度の概要

各事業所における化学物質の環境への排出量・廃棄物に含まれ事業所外へ移動する量を把握



事業者

年1回、国に届出
(都道府県経由)

○PRTR制度対象物質

人の健康や生態系に有害な影響を及ぼす恐れのある化学物質

第一種指定化学物質: 462物質

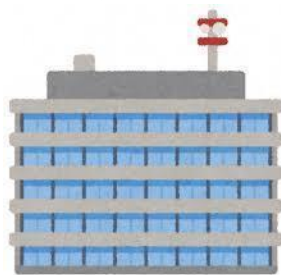
管理状況に対する評価



国民

○届出データ、届出以外の排出量(届出対象外事業所、家庭、自動車等)の推計

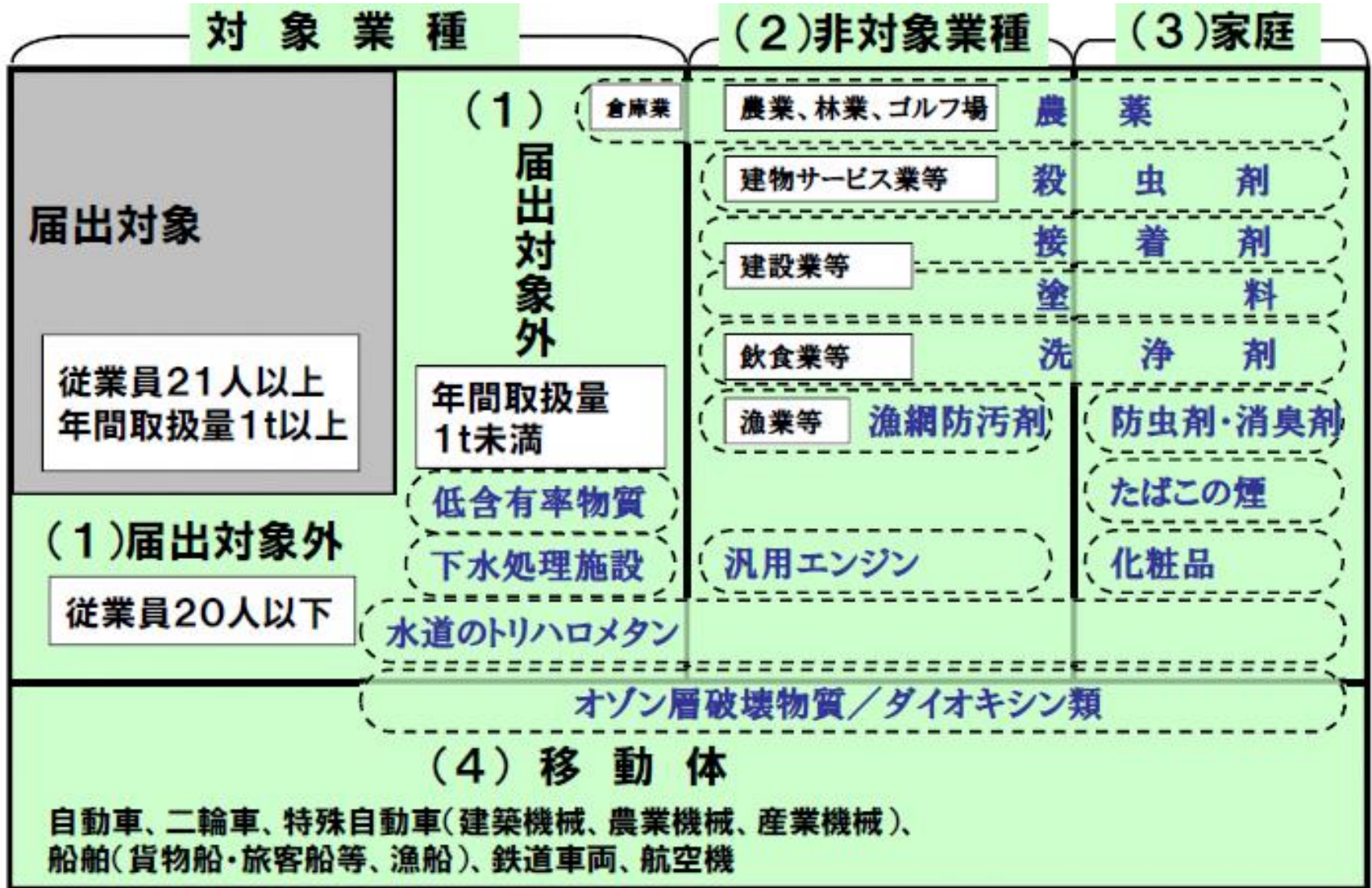
○集計結果の公表、関係省庁・都道府県への通知



国

個別事業所データ公表
物質別、業種別、地域別等の集計結果を公表

PRTR制度の届出・集計区分

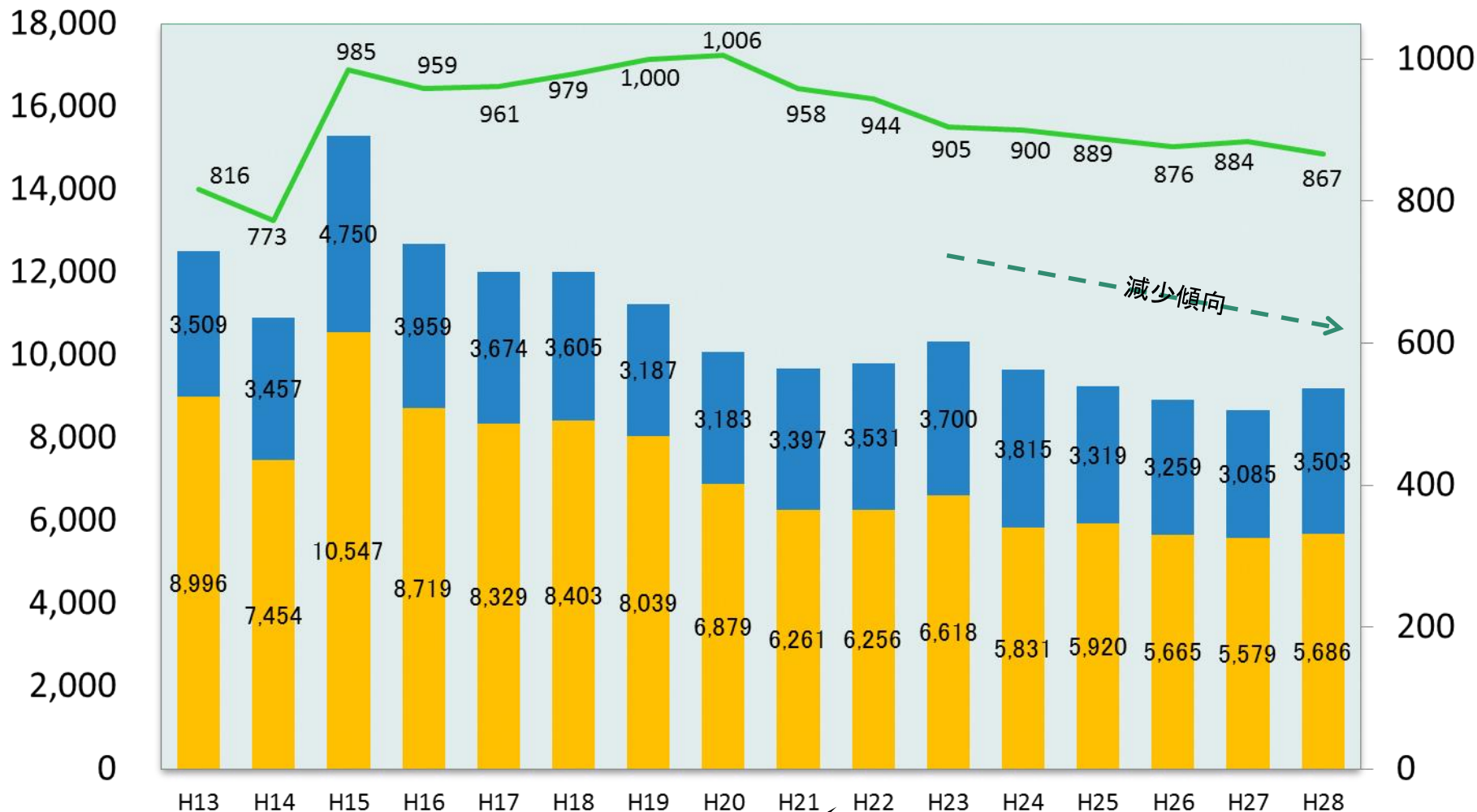


※ あくまでイメージ図であり、面積比が排出量の割合を示すものではありません。

届出排出量・移動量の集計結果(H28年度)

		岐阜県 (トン/年)	全国比	順位
届出事業所数		867事業所	2.5%	15位
排出量 ※環境中へ排出 される量	大気	4,086	3.0%	15位
	公共用水域	56	0.8%	34位
	土壌	0	-	-
	事業場内埋立	1,544	20.6%	3位
A: 排出量計		5,686	3.8%	8位
移動量 ※対象物質を含む 廃棄物が事業所 外へ移動される量	廃棄物	3,501	1.6%	22位
	下水道	3	0.2%	24位
B: 移動量計		3,503	1.5%	23位
A + B		9,189	2.4%	16位

県内における届出排出量・移動量の経年変化(H28年度)



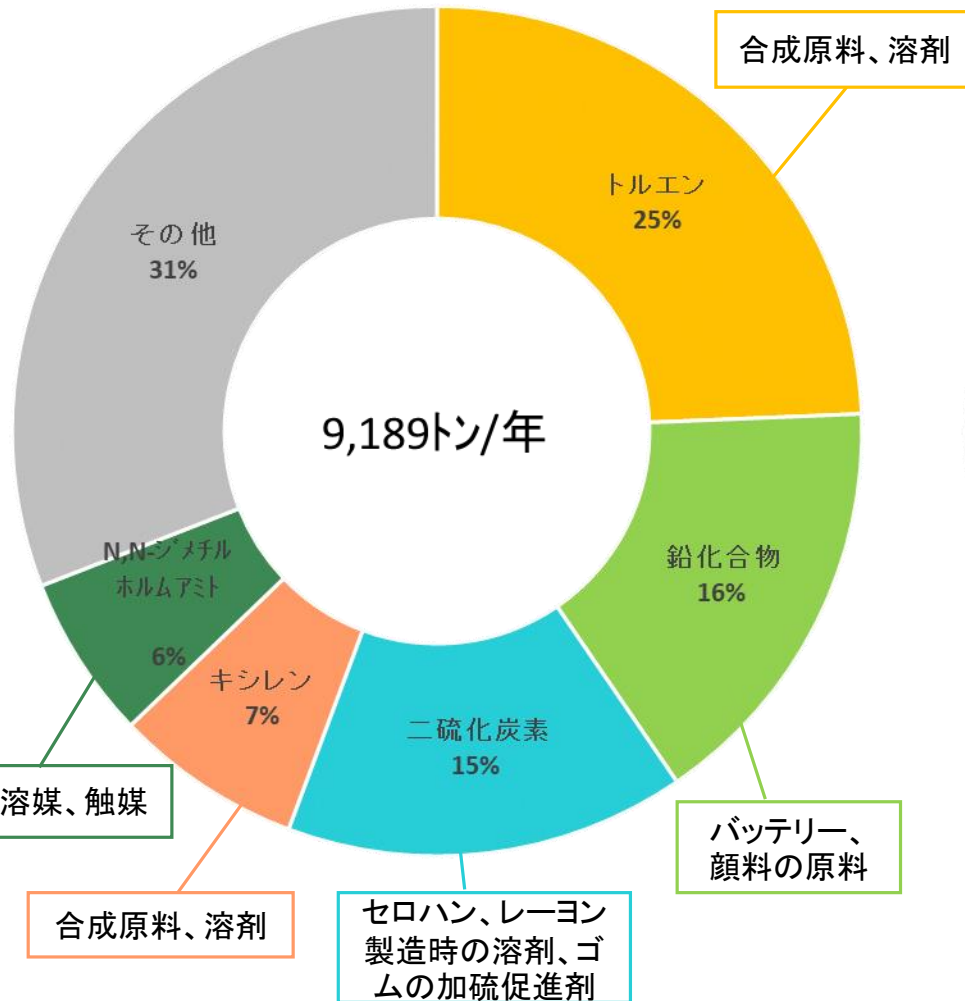
・取扱量の届出要件
5t 以上 → 1t 以上

・第一種指定化学物質
354種 → 462種
・対象業種
23業種 → 24種

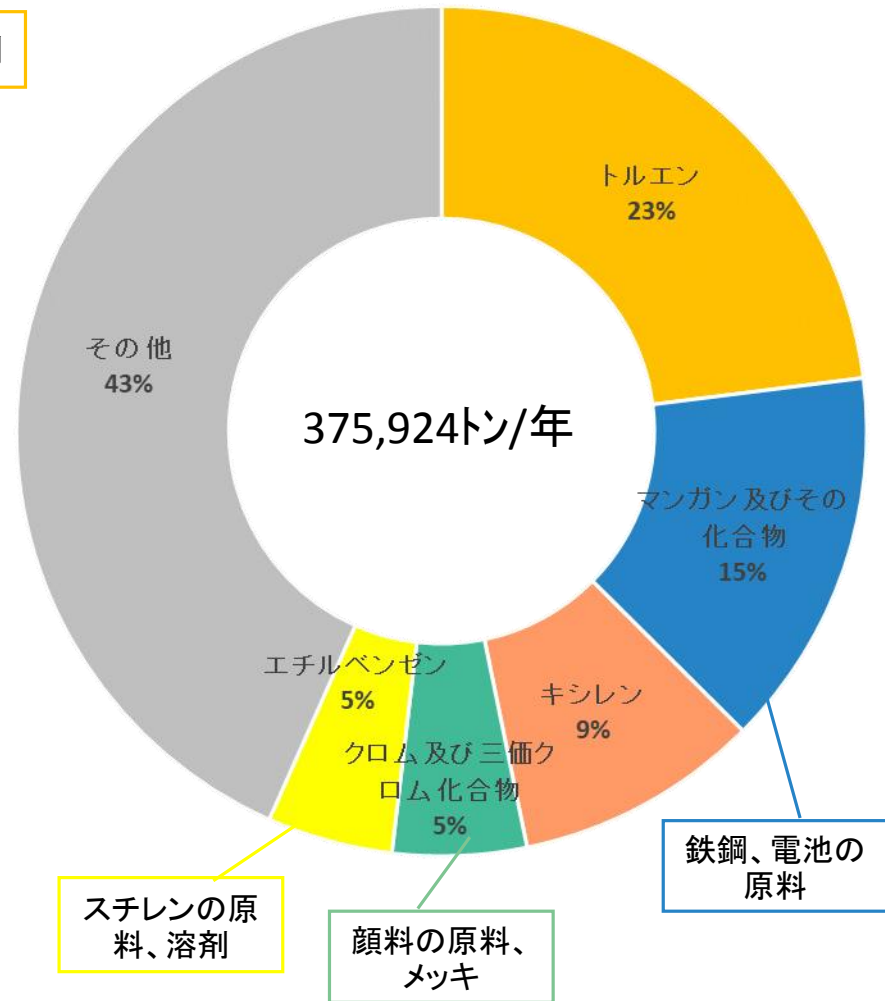
■ 排出量 ■ 移動量 — 届出事業所数

届出排出量・移動量上位5物質(H28年度)

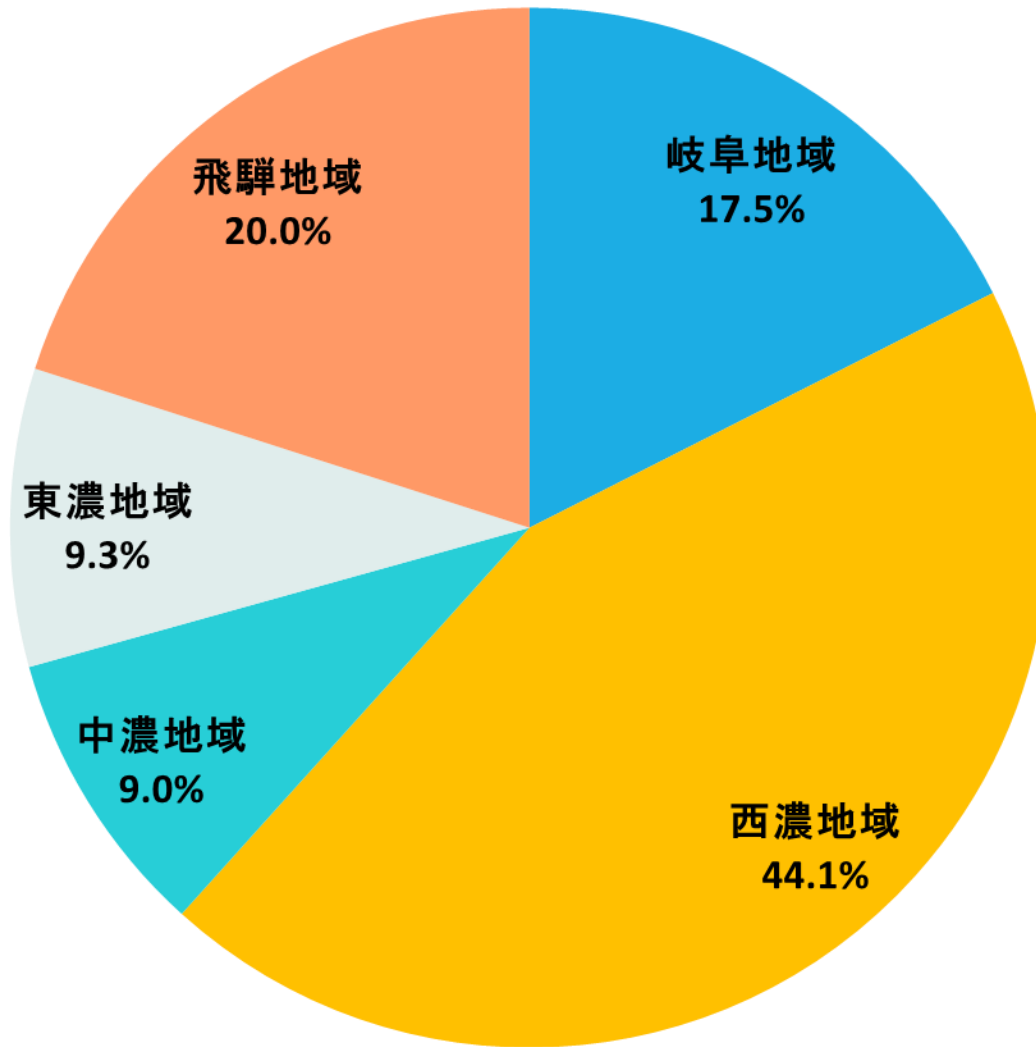
岐阜県



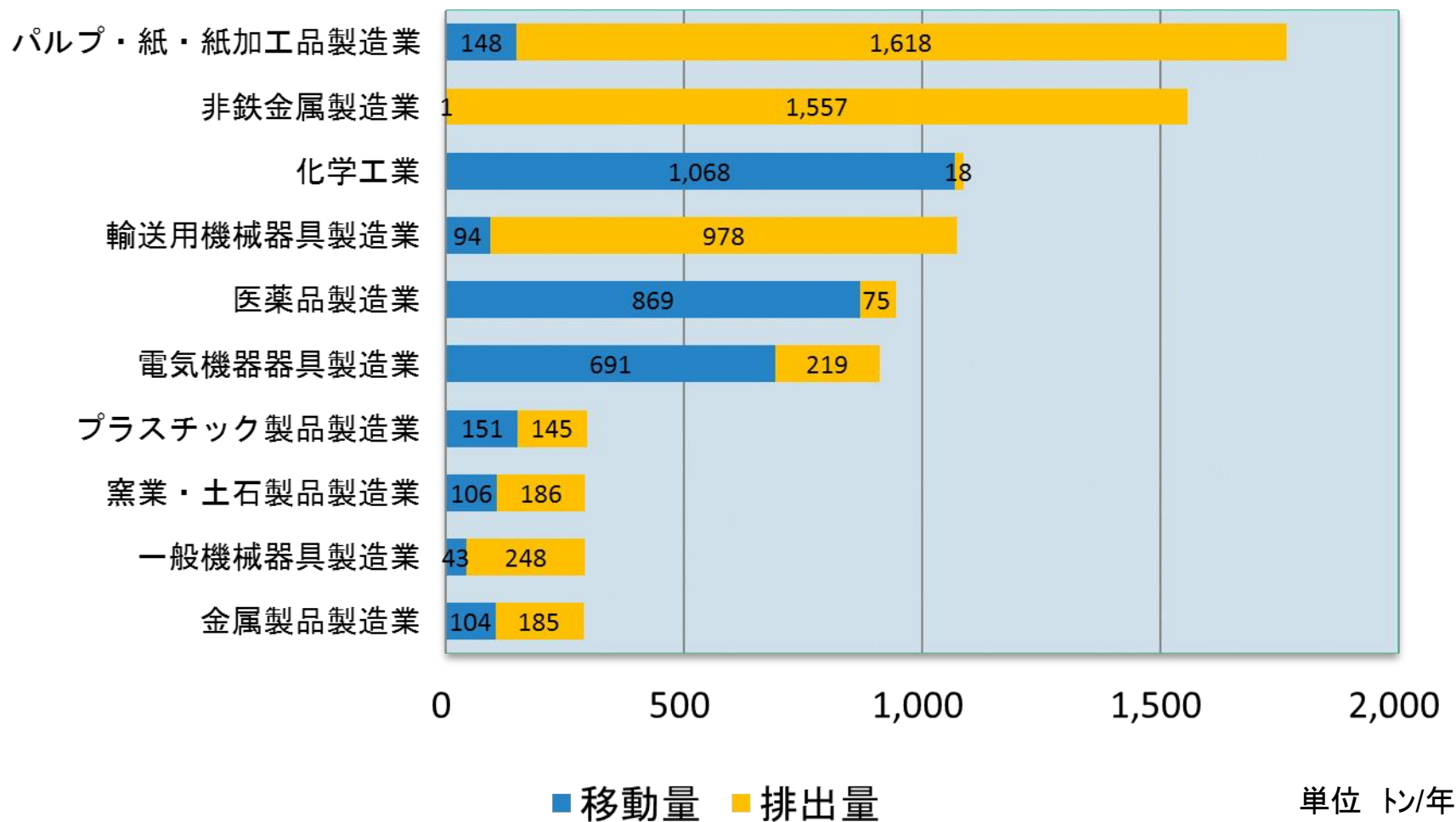
全国



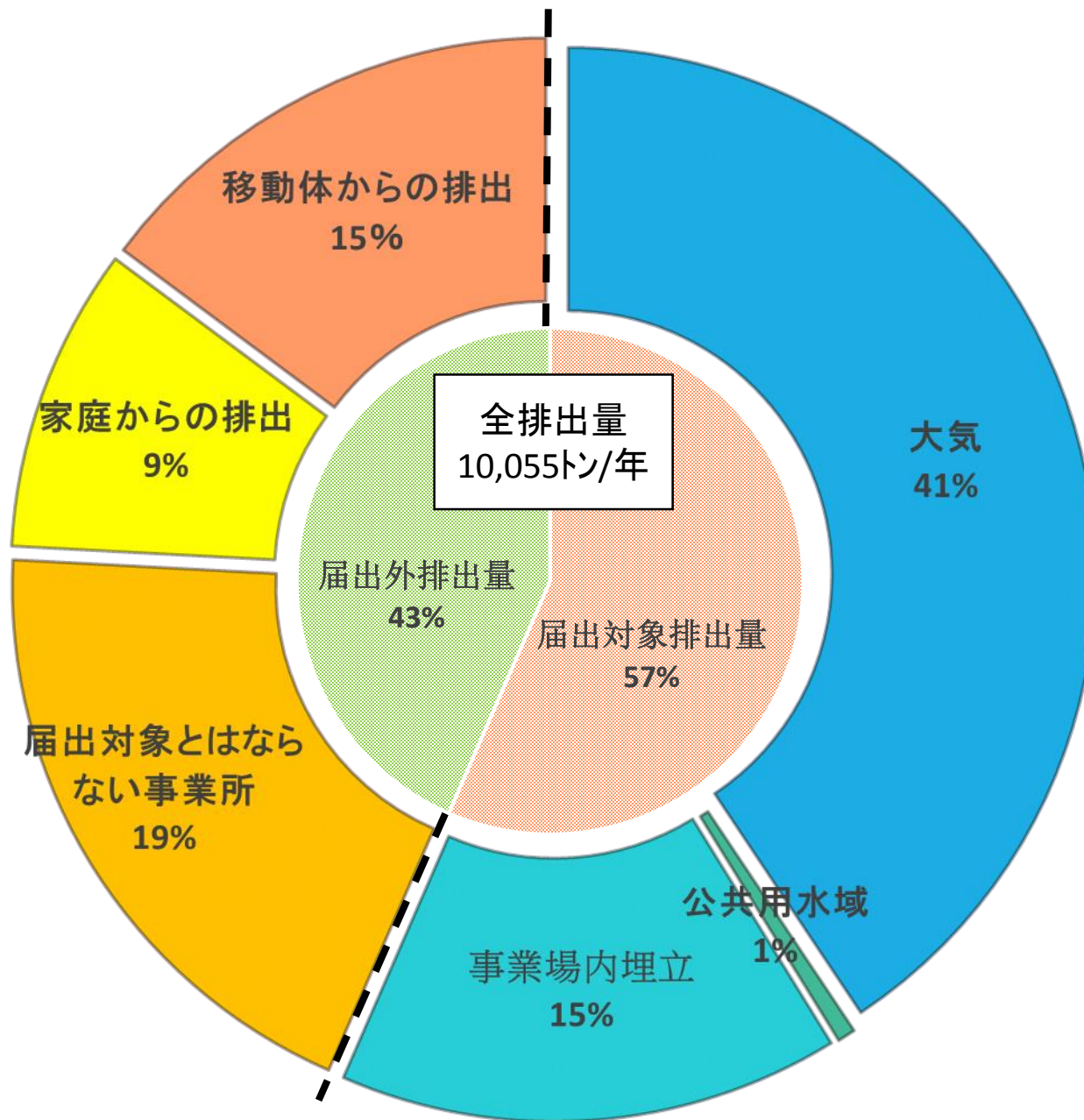
届出排出量・移動量の県内地域別割合(H28年度)



県内における届出排出量・移動量上位10業種(H28年度)



県内における排出量の内訳(H28年度)



化学物質による環境リスクを低減するために

- 管理方針・管理計画の策定、管理状況の評価、見直し
 - ・管理の適正化を図るための管理方針・管理計画の策定
 - ・管理状況の評価、評価結果に基づく管理方針・管理計画の継続的見直し
- 管理対策の実施
 - ・施設、設備の定期的な点検の実施
 - ・漏えい、揮発、浸透等の防止措置、排出の抑制
- 使用量の削減
 - ・工程の見直し、回収・再利用の促進、代替物質への転換
- 事故防止対策
 - ・未然防止のための施設、設備の改善、取扱い容器等への表示
 - ・事故発生に備えた薬剤・資材等の準備、事故対策マニュアルの整備
- 住民理解の増進
 - ・適切な情報提供、地域社会との連携

「岐阜県化学物質適正管理指針」より

PRTRデータの公表システム

○PRTR分析システム (PRTRけんさくん)

- ・ 個別事業所のPRTR届出データの検索、集計、比較、印刷が可能

○PRTRデータ地図上表示システム

- ・ 個別事業所を地図から探したり、個別事業所のPRTR届出データをグラフや図で見ることが可能

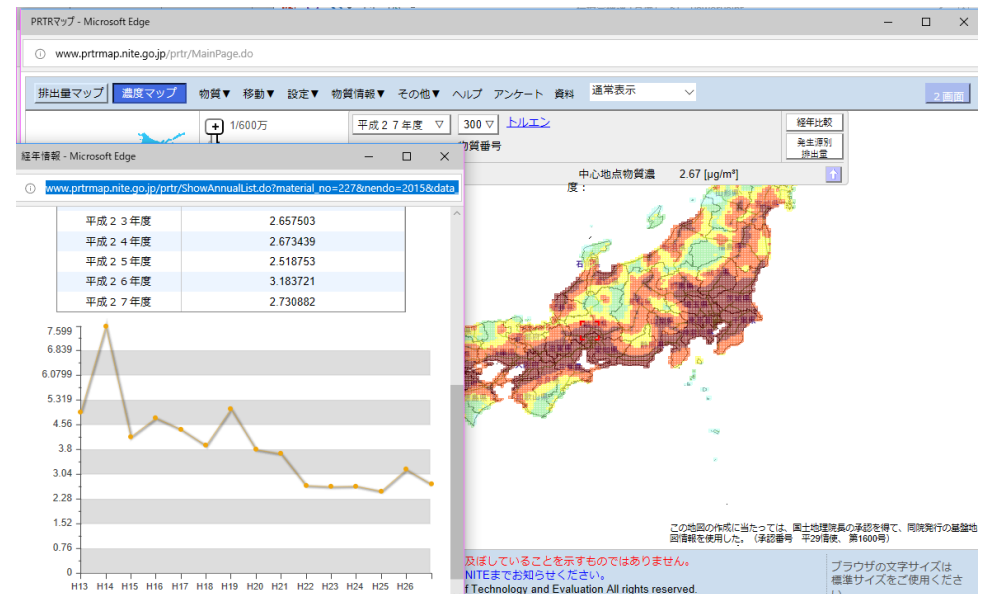
○PRTRマップ

<排出量マップ>

- ・ PRTR届出データの排出量を自治体単位で地図上に色分け表示

<濃度マップ>

- ・ 化学物質の年間日平均の 大気中推定濃度を、メッシュごとに地図上に色分け表示



最後にPRTRの届出に関するお願い

PRTRの届出は、4月1日から6月30日までの提出をお願いします。

書面による提出を行っている場合は、インターネットによる「**電子届出**」の実施を検討願います。

県内利用率 約63%

電子届出では、

- ★ 入力補助機能により 入力が簡単
- ★ 入力チェック機能により 記載漏れ、記載間違いを防止
- ★ 来庁・郵送が不要、24時間受付可能
- ★ 疑義照会に対する回答や届出内容の変更も システム上で可能



電子届出を実施するには、あらかじめ「電子情報処理組織使用届出書」を県に提出し、ID・パスワード等を入手する必要があります。

※ 詳しくはHPへ